

平成19年度 第4回米子市情報公開・個人情報保護審査会議事録（公開部分のみ）

1 日 時 平成20年1月28日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第二応接室

3 出席者

（1）審査会委員

牧田会長、金川委員、樋口委員、網崎委員、杉山委員

（2）米子市

【事務局（総務管財課）】比企総務部次長兼総務管財課長、  
永見総務部主査兼総務管財課情報公開係長、  
伊藤主任、吉岡主事

4 開 会 午後1時25分

会議進行役：永見主査

5 議 事

（事務局あいさつ）

牧田会長 それでは早速議事に入りたいと思います。まず初めに先般からの続きになりますけれども、個人情報保護条例の改正についてという案件でございます。これは先ほども説明がありましたように、パブリックコメントもなされ、いろいろ他の機関を通しながら改正案の検討がなされておりますけれども、我々のところにも今回改めて審議を求められております。まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

吉岡主事 前回の審査会で検討していただきました改正案ですけれども、その後市の法令幹事会で検討していただきまして、そこで一部修正したものでパブリックコメントを実施いたしました。本来であれば修正した内容を再度この審査会で検討していただいてパブリックコメントを実施するべきだったと思うんですけれども、変更内容が条例や皆さんに審議していただいた内容に抵触しないだろうと判断させていただきまして、直したものでパブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントは12月3日から1月4日まで約1か月間実施いたしましたけれども、市民のかたからのこの条例改正に関する意見はありませんでした。それで、前回審議していただいた内容に変更部分がありますので、そちらの説明をさせていただきたいと思います。事前に送らせていただきました資料1をご覧くださいませでしょうか。最初の表紙に前回審議していただいた内容との変更点を挙げさせていただいております。めくっていただいて1ページ目からが、現行条例と修正後の改正案との新旧対照表になっております。それでは表

紙に従って説明させていただきます。まず1、改正素案第3条第3項及び第10条の2第2項で、「行政機関法第7条の表現と整合を図り、前回審査会時の改正案『～漏らし、～』の表現を『～みだりに他人に知らせ、～』に変更」というところなんですけれども、2ページの右側の真ん中ぐらいのところに第3条第3項がありまして、当初はこの「みだりに他人に知らせ」というところに「漏らし」という表現を使っておりましたが、国の法律が「漏らし」という表現を使っておりませんで、「みだりに他人に知らせ」という表現を使っておりますので、そちらのほうに合わせさせていただきました。同じように第10条の2第2項、7ページの1番上のほうにあります。こちら当初「漏らし」という表現を使っておりましたが、「みだりに他人に知らせ」という表現で、国の法律に合わせさせていただきました。続きまして、表紙の2、第7条第2項以降の「本人」の定義についてということで、「現行条例第7条第2項及び第11条第2項それぞれで定義されている『本人』の定義を整理し、改正素案第8条1号以降、保有個人情報に係る本人を『本人』と定義した。」ということで、こちらは4ページの上のほうでの第7条第2項で、現行条例は「当該個人情報に係る本人」を「本人」として定義して、さらに7ページの真ん中あたりの第11条第2項で、こちらは「当該自己情報に係る本人」を「本人」として定義していきまして、「本人」の定義が2箇所に出てくるので紛らわしいということで整理させていただきました。4ページ目の第7条については特に定義をせず「本人」という表現をしていきまして、5ページの第8条第1号のところで「保有個人情報に係る本人」を「本人」として定義を変更し、以降そのように定義させていただいております。この定義によりまして、それまで2個定義があったものを1個にし、条文をすっきりさせたかたちにさせていただいております。続きまして、3の第11条以降の「自己情報」の表現ということで、7ページ目の第11条で、「自己情報」を「保有個人情報」と変更していきまして、現行条例では「自己の個人情報」を「自己情報」と定義していましたが、今回新たに「保有個人情報」を定義させていただきましたので、それによりまして表現を整理させていただきまして、以降「自己情報」は「保有個人情報」又は「自己に係る保有個人情報」という表現に変えさせていただきました。「自己情報」という表現なんですけれども、国の法律では「自己情報」という表現は使っておりませんで「保有個人情報」という表現を使っていきまして、そういう点も踏まえまして表現を変更させていただきました。続きまして、4の修正案では第13条第4号、現行条例では第13条第5号で、8ページ目ですが、第13条の各号は個人情報を見せてくださいと言われても、中には本人さんであっても見せられない不開示情報を定義しているんですけれども、その中でも第5号、1番下のほうになるんですが、現行条例では「未成年者の法定代理人により開示請求がされた当該未成年者に係る自己情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるもの」として、対象を未成年者の法定代理人に限定していたんですけれども、未成年者の法定代理人であろう他の代理人であろうと、代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害する場合には、開示しないほうが良いのではないかとということで、これまで未成年者の法定代理人に限定していたものを、第4号のほうですべての代理人に対して「開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められ

る情報」を不開示情報とさせていただきます。続きまして、同じように不開示情報についてなんですけれども、9ページ目の第13条第6号ですが、前回審査会時の案では、米子市情報公開条例第2条から第7条に該当する情報は一律に不開示情報としていましたが、あくまで情報公開条例の不開示情報は「公にできないもの」でして、本人であれば公にできないものであっても開示することができるものもあるだろうということで、情報公開条例の不開示情報に該当し、その中でも本人に開示しないことが適当であると認められるものを不開示情報とするということで、第6号を修正させていただきました。続きまして、10ページの第18条、第18条は個人情報の開示請求があった場合に何日以内に開示決定しなければならないという期限を定めたものなんですけれども、実施機関が議会の場合、議会が解散している場合、議会の長が不在ということで決定権者がいなくなる場合があるということで、こういった議長及び副議長が不在の場合は開示決定の期間に算入しないということで、新たに追加させていただきました。同じように、13ページの第25条第3項の訂正等請求に対する決定の期限について、議長及び副議長が不在の場合は開示決定の期間に算入しないということで設けさせていただいております。続きまして、第24条第1項第2号関係ということで、こちらのほうは12ページの1番下から13ページにかけてなんですけれども、これは訂正等請求に関する手続きを定めたものなんですけれども、そのうち第2号で請求書の記載事項に、新たに「訂正等請求する理由」を付け加えさせていただきました。というのも、直してくださいという請求があった場合に、実施機関としては正しいものとして業務を行っておりますから、それがどうしておかしいのか聞かないと直しようがないということがありますので、付け加えさせていただきました。続きまして、14ページの真ん中のほう、第27条関係、訂正等請求があって、市が持っていた個人情報が間違っていたということで訂正する場合、もし市がその個人情報をどこかに提供していたら、提供先への通知のみを前回の改正案で規定していたんですけれども、提供先に通知するだけでは提供先での個人情報保護が不十分ではないかということで、提供先への通知プラスその他必要な措置をとるということで、具体的には提供した個人情報の返還を求める等の必要な措置をとることを加えさせていただきました。こちらが改正案の第27条第2項に当たります。最後に16ページの1番下のほうなんですけれども、この条例の適用除外ということで、統計法と統計報告調整法が挙げられていたんですけれども、今回統計法の改正に伴う変更ということで、加えさせていただいております。今説明したのが前回の改正案を修正した部分です。単純な文章や表現や誤字脱字については、審査の対象というよりも事務的な手続きということで、今回説明は省かせていただきます。

牧田会長 はい。今説明いただきました主な変更点について、ご質問あるいはご意見等ありましたら。いかがでしょうか。新しく追加されたところがあるようですけれども。それでは変更点も含めてですけれども、全体を通して何かご意見、ご質問等ありましたら。前回1度はこの場で検討しましたけれども、さらに時間も経過しておりますし、改めてこういう点はどうかと、あるいはさらに修正すべき点等のご意見等ありましたら。前回十分な検討ができてなかったと思いますが、1番最後の罰則ですね、検査のほ

うの意見を聴いておられますよね。その結果についてちょっと報告いただけたらと思いますが。

永見主査 検察庁でしょうか。

牧田会長 はい。

永見主査 検察庁につきましては、昨年の9月に罰則規定を新たに設けるので照会しまして、併せて条文とか考え方について照会しました。その後、検討いただいた結果としては、了解をいただいたところです。先般も改めて電話をいただきまして、その際には、改正した後については新たな条文を送って欲しいということを受けておりますので、内容としては了承をいただいているものと思っております。

牧田会長 はい。ということのようですけれども。

金川委員 では、大体これで良いと。

永見主査 はい。他市の状況ですとか、実際に罰則を持っているところですか、国の法律とかいうものも送っておりますので、それらを併せて検討していただいた結果だと思っております。

牧田会長 パブリックコメント、市民の人のね、意見が。

金川委員 楽しみにしていましたのにね。どんな意見が出るのかと。

牧田会長 まあ、考えようによればね、この改正案が良くできておると。結構厳しいんじゃないかと判断される人もいるでしょうし、罰則というのは初めてでしょう。またこういう個人情報保護に関わってね、ちょっとルール違反とかいうときに罰則が適用されるということになりますよね。そうした場合、直接市民の個人個人というよりも、いろんな団体とかいうことになると思いますけれども、罰則規定関連では、そういうことだと思います。検察庁のほうも特に問題ないと。

金川委員 検察庁のほうでも検討してくださったわけですね。

永見主査 そうです。

金川委員 語句の修正等もありましたけれど、たとえば「自己情報」が「保有個人情報」とか、「漏らし」が「みだりに」とか、収まりが良くなりましたね、すごく。

牧田会長 何か委員のかたで、ご意見は。それでは審査会としては、この改正案について、了承、承認ということによろしいでしょうか。

金川委員 はい。

牧田会長 ありがとうございます。では、この件につきましては、これで。

(以下非公開)